

藤岡市農業委員会

令和8年第3回

定例会議事録

令和8年3月5日招集

## 令和8年藤岡市農業委員会第3回定例会議事録

令和8年3月5日、藤岡市農業委員長 浅見 健司は、令和8年藤岡市農業委員会第3回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

### [会議に付した議案]

議案第 11 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 12 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 13 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について

報告第 4 号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について

報告第 5 号 農地法関係出願等について

### [出席農業委員] (12名)

1番 飯塚 光	2番 武藤 賢太郎	3番 秋谷 房江	4番 松村 敏恵
5番 清水 淑朗	6番 田沼 範明	7番 浅見 健司	9番 清水 春樹
10番 中村 章弘	11番 折茂 新一	12番 鈴木 儀幸	13番 川村 信行

### [出席農地利用最適化推進委員] (4名)

3番 根岸 秀利	5番 渡邊 義晴	8番 宮下 佐登志	18番 齋藤 今朝男
----------	----------	-----------	------------

### [事務局]

事務局 長	横田 道明
次長補佐兼係長	春山 崇
係長代理	笠原 諒亮

事務局 次長	真下 和弘
係長代理	宮原 優雅子

(開会13時26分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和8年 第3回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、中庁舎3階の小議室を用意しております。2班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長

それでは、ただ今より、令和8年第3回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員12名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。9番 清水春樹委員、10番 中村委員、の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第12号農地法第5条の規定による許可申請について、以上2議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この2議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時30分)

(再開13時57分)

議長

休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長

報告いたします。議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から4番の4件です。整理番号1番は岡之郷のLさんが、新たに農業経営を開始するため、下戸塚の農地1筆、面積3,153㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断しましたが、農業が未経験であること、農機具の購入見込みや出荷先の確認が取れないことから、状況の確認及び聞き取り調査のため、保留とすることに意見決定しました。整理番号2番は東平井のHさんが、新たに農業経営を開始するため、東平井の農地3筆、面積2,146㎡を贈与にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書14ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は鮎川のMさんが、新たに農業経営を開始するため、鮎川の農地2筆、面積1,325㎡を贈与にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書15ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と認められます。しかしながら、M氏の世帯員が所有する農地において農地転用が必要な農地があるため、当該案件の許可後に許可とすることと、意見決定しました。整理番号4番は市外のIさんが、農業経営の規模拡大を図るため、白石の農地1筆、面積1,529㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書15ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第11号整理番号1番から4番について1班の班長さんより報告がありました。整理番号1番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 11 号整理番号 1 番について、保留とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 11 号整理番号 1 番は保留と決定します。なお、会長、職務代理、担当班長、事務局、申請人による保留調査会を 3 月中旬に開催します。次に整理番号 2 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 11 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 11 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 11 号整理番号 3 番について、条件付き許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 11 号整理番号 3 番は条件付き許可と決定します。次に整理番号 4 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 11 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 11 号整理番号 4 番は許可と決定します。続きまして、議案第 11 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長

報告いたします。議案第 11 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 5 番の 1 件です。整理番号 5 番は上大塚の O さんが、新たに農業経営を開始するため、上大塚の農地 2 筆、面積 525 m<sup>2</sup>を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 16 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第 11 号整理番号 5 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 11 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 11 号整理番号 5 番は許可と決定します。続きまして、議案第 12 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長

報告いたします。議案第 12 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 6 番の 6 件です。整理番号 1 番は市外の法人が、立石の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 1,296 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は市外の法人が、立石の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 885 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 3 番は市外の法人が、中島の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 577 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は市外の H さんが、白石の農地を売買にて取得し、露天貸駐車場・資材置場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 679 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 5 番は岡之郷の H さんが、三ツ木の農地を使用貸借にて借り受け、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地 1 筆、面積 496 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 6 番は譲原の K さんが、譲原の農地を売買にて取得し、一般住宅用地として転用するもので、農地 3 筆、面積 362 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 12 号整理番号 1 番から 6 番について 1 班の班長さんより報告がありました。整理番号 1 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 12 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 12 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 12 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 12 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 12 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 12 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 12 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 12 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第12号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第12号整理番号5番は許可と決定します。次に整理番号6番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第12号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第12号整理番号6番は許可と決定します。

事務局 これから2班の班長さんの報告になりますが、その前に訂正をお願いいたします。整理番号8番の転用の目的についてですが、都市計画課と調整した結果、居宅敷地用地を店舗兼居宅敷地と訂正をお願いいたします。

議長 それでは続きまして、議案第12号農地法第5条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第12号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号7番から13番の7件です。整理番号7番は、岡之郷のMさん夫妻が、上栗須の農地を売買にて取得し、専用住宅用地(指定集落内建物)用地として転用するもので、農地1筆、面積429㎡、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号8番は、小林のSさんが、中栗須の農地を売買にて取得し、宅地拡張用地(店舗兼居宅敷地)として転用するもので、農地3筆、面積14.56㎡、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号9番は、市外のSさんが、中栗須の農地を売買にて取得し、宅地拡張用地(店舗敷地)として転用するもので、農地1筆、面積6.24㎡、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号10番は、市外のKさんが、中栗須の農地を売買にて取得し、貸露天駐車場用地として転用するもので、農地3筆、面積4,017㎡、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定し

ました。整理番号 11 番は、市外の I さん夫妻が、下大塚の農地を使用貸借にて借り受け、専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地 1 筆、面積 599 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 12 番は、市外の A さんが、上落合の農地を贈与にて取得し、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地 1 筆、面積 566 m<sup>2</sup>、農地区分は第一種農地と判断されますが不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 13 番は、市外の A さんが、上落合の農地を贈与にて取得し、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地 1 筆、面積 566 m<sup>2</sup>、農地区分は第一種農地と判断されますが不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 12 号整理番号 7 番から 13 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 7 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 12 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 12 号整理番号 7 番は許可と決定します。次に、整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 12 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 12 号整理番号 8 番は許可と決定します。次に整理番号 9 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 12 号整理番号 9 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 12 号整理番号 9 番は許可と決定します。次に整理番号 10 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 12 号整理番号 10 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 12 号整理番号 10 番は許可と決定します。なお、合計で 3,000 ㎡を超えていますので、許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取いたします。次に、整理番号 11 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 12 号整理番号 11 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 12 号整理番号 11 番は許可と決定します。次に整理番号 12 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 12 号整理番号 12 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 12 号整理番号 12 番は許可と決定します。次に整理番号 13 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 12 号整理番号 13 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 12 号整理番号 13 番は許可と決定します。続きまして、議案第 13 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 7 ページをご覧ください。議案第 13 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するために計画を作成したものです。8 ページの計画につきましては、地域計画に掲載予定である農地及び地域計画外の農地の貸借に係わる計画であり、農業委員会には計画を要請することの承認を求めているもので、今回の対象地は 8 件です。9 ページの計画につきましては、中間管理機構を通して貸し借りされている農地の借人を変更するときに作成される計画で、今回の対象地は 9 件です。以上で、議案第 13 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただ今、議案第 13 号について、事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に係る委員ですので審議終了まで退席いたします。

<関係委員退席>

1 班班長 ただ今、議長が関係する委員として退席されましたので、第 1 班班長より議事進行いたします。議案第 13 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について何か意見がありましたら、願います。

(意見なし)

1 班班長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 13 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

1 班班長 挙手全員でありますので、議案第 13 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、原案のとおり決定します。

<関係委員着席>

議長 続いて、報告第4号・第5号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書10ページをご覧ください。報告第4号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、5条が2件ございます。詳細については11ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第5号ですが、議案書12・13ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、5条の許可証明が4件、受理証明が2件、耕作証明が12件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今、報告第4号・5号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和8年第3回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14時24分)